

事務連絡
令和4年8月31日

事業主及びご担当者様

東京都家具健康保険組合

マイナンバーカードの取得および健康保険証利用申込について

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認については、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」において、「保険医療機関・薬局に2023年4月から導入を原則として義務付け、また、2024年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入、さらにオンライン資格確認の導入状況を踏まえ、健康保険証の原則廃止を目指す」とされていることから、先般、厚生労働省より各保険者に対し、マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込等について加入員への働き掛けの要請がありました。

また、国においては、マイナポイント第2弾の実施、マイナンバーカードをお持ちでない方を対象にオンライン申請が可能なQRコード付き交付申請書の送付をし、マイナンバーカード取得や健康保険証利用申込等の促進を図っているところです。

つきましては、当健康保険組合におきましても、今後、予定される健康保険証廃止によるマイナンバーカードへの一本化に向けて準備を進めていく必要がありますので、マイナンバーカードの取得及び健康保険証利用申込等について、同封いたしましたリーフレットをご利用いただき、従業員並びにご家族の皆様にご周知していただきますようお願いいたします。

【お願い】

被保険者資格取得届及びご家族の増加による被扶養者異動届を提出する際は、マイナンバー（個人番号）を必ず記入のうえ提出していただきますようお願いいたします。